

令和3年度

特定有人国境離島漁村支援交付金  
—漁業・海業雇用機会拡充事業—

公募要領



令和2年8月 礼文町産業課

## 目 次

1. 事業目的	2
2. 募集期間	2
3. 補助対象者	2
4. 事業期間	3
5. 雇用に関する要件	3
6. 補助対象経費	4
7. 補助対象事業費の上限額	6
8. スケジュール	7
9. その他留意事項	8
10. 応募手続きについて	8
11. 想定活用事例	9
事業計画書	別紙

## 1. 事業目的

水産物等地域資源を活用した漁業集落の雇用創出活動（雇用を創出するための取組）を支援し、雇用機会の拡充により、国境離島地域の漁業集落の維持・発展を図っていくことを目的とします。

## 2. 募集期間

令和2年9月10日（木）まで

※募集期間を過ぎていても随時、お問い合わせ等は受け付けいたします。

## 3. 補助対象者

漁業集落の同意を得て、漁業又は海業で雇用の創出を伴う起業又は事業拡大を行う者を補助対象者とします。

### ※1 漁業集落の同意を得る

事業を実施するためには、漁業世帯4世帯以上から成り、規約を有する「漁業集落」の構成員から同意を得なければなりません。同意までの流れについては役場でサポートいたします。

### ※2 海業

海業とは、漁村の人々が、海や漁村に関する地域資源を活用して実施する取組のことです。例えば、遊漁、水産物の直売、漁家民宿、漁家レストランなどがこれに該当します。

### ※3 雇用の創出

雇用の創出とは、原則、雇用期間の定めがなく、かつ、所定労働時間が週20時間以上で被支援者が直接雇用する「常勤者」（配偶者を除く事業専従者又は従業員）を、道の最低賃金以上で新たに1人以上雇用することです。営業休止期間についてまで雇用を強いるものではありませんが、翌シーズン以降も雇用することを前提とします。なお、「起業」の場合は事業実施者本人を「常勤者」の雇用の創出とみなすことができます。

### ※4 起業

起業とは、現時点で事業を行っていない者が、新たに事業を開始することです。また、零細な磯根漁業者（過去3年の平均漁業収入が1000万円未満の磯根漁業のみを操業している者）が、新たに磯根漁業以外の漁業種（養殖漁業、刺網漁業、いさり漁業等）を新たに行う場合も「起業」とみなします。

### ※5 事業拡大

売上の増加を目的に、既存の事業に加えて新たな事業を開始すること、又は既存の事業の規模を拡大することです。事業拡大は起業と異なり、実施者本人を常勤者の雇用創出とみなすことはできませんので、本人以外に1名以上を新たに雇用する必要があります。

#### 4. 事業期間

令和3年4月～令和4年2月まで

##### 【留意点】

- ① 事業実施期間は4月からを予定しておりますが、事業認可がなされてはじめて、事業を開始することができます。したがって、事業認可の時期により、事業開始時期が遅れる場合があります。
- ② 事業認可日より前に契約や支払をした経費については、補助対象経費に含めることはできません。
- ③ 事業拡大を実施する者は、常勤者を雇用している期間のみが、事業を実施できる期間となります。よって、雇用期間以外に契約や購入をした経費については、補助対象経費に含めることはできません。

#### 5. 雇用に関する要件

- ① 一週間の所定労働時間が20時間以上の従業員を新たに常時雇用することが本事業の「常勤者」の要件です。ただし、週の平均労働時間が20時間以上であれば一部の週で20時間を下回っても問題はありません（1週目10時間、2週目30時間、3週目20時間であればOK）。
- ② 原則、雇用期間の定めのない契約として下さい。ただし、冬季等の仕事のない期間の雇用を強いるものではありませんが、翌シーズンも雇用することを前提とします。
- ③ 配偶者を「新たに雇用した者」にすることはできません。
- ④ 配偶者以外の事業専従者（5ページ※a参照）は1名まで、人件費を交付対象経費とすることができます。
- ⑤ 事業認可日以前に雇用した従業員は、「新たに雇用した者」にはなりません。
- ⑥ 新たに雇用するパート・アルバイト（雇用期間を定めて雇用される者）の賃金は補助対象経費となりますが、「常勤者」の雇用創出にはなりません。
- ⑥ 雇用契約書を必ず交わしてください。また、勤務日誌等により、労働時間の記録を必ず行ってください。
- ⑦ 給料の領収書は必ず保存してください。

6. 補助対象経費

区 分	内 容
A 設備費、改修費又はこれらに係る減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業で使用する機械、装置、器具、備品等の設置・購入費、借料又は減価償却費</li> <li>・上記設備導入に伴って要する解体・処分費</li> <li>・事業で使用する建物及び建物附属設備の取得費又は改修費（建物と住居等が明確に分かれているものに限る）</li> <li>・新たな漁業に使用する漁船・漁具等の取得費・改修費又は減価償却費</li> </ul>
B 増員した従業員に必要な備品購入費又は借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増員した従業員に必要な備品の購入費又は借料（設置、据付工事を含む）。</li> </ul>
C 広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告掲載費、ホームページ・パンフレット製作費、DM 製作・配布・郵送費</li> <li>・商品の出店料、プロモーション等の販売促進費</li> </ul>
D 店舗等借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶・店舗・事業所等の借料（店舗・事業所については、住居等と明確に分かれているものに限る）</li> </ul>
E 人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起業及び事業拡大に必要な事業専従者（※a）給与（ただし、支援対象は1人に限り、配偶者は対象としない。また、札幌市の年平均勤労者の所得を限度額とする）</li> <li>・起業及び事業拡大に必要な従業員の給与（事業拡大に伴い新たに雇用する者のみ対象とする）</li> <li>・起業及び事業拡大に必要なパート・アルバイトの賃金（ただし、パート・アルバイトは「常勤者」には該当しない）</li> <li>・事業実施者本人の給与は対象外</li> <li>・給与・賃金は1人当り常勤雇用の場合は月額35万円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円／人を上限とする。</li> </ul>
F 島外からの事務所移転費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外から島内への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費</li> </ul>
G 従業員の資格取得・講習受講経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の資格取得・講習受講（小型船舶免許、クレーン技師等）に要する経費</li> </ul>
H 燃料費（船舶を使用するものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶の運航に係る燃油費</li> </ul>
I 漁業及び養殖業に要するえさ代、種苗代、	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業及び養殖生産に要するエサ代</li> <li>・養殖生産に要する種苗購入及び母貝・親魚・原藻購入代金</li> <li>・漁獲物及び養殖生産物の鮮度保持に必要な氷代、運搬・選別・</li> </ul>

氷代、魚箱代、市場手数料、倉庫等保管経費。光熱費については陸上養殖に限る。	出荷・販売に要する容器代 <ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場で販売する場合に徴収される販売手数料等の経費</li> <li>・漁獲物及び養殖生産物を冷蔵庫等で保管するのに要する経費</li> <li>・陸上養殖に要する電気、ガス、燃油等の経費（水道代除く）</li> </ul>
---------------------------------------	--

- ・ H 及び I は新規起業の場合のみ対象とする。（事業拡大では対象外）
- ・ 事業拡大にあつては、既存の施設に加えて新たに店舗若しくは事業所を開設する場合又は船舶の増隻を行う場合を除いて、交付対象は B、E、G に限る。

**（※一部、対象外になる場合もあります。）**

※a 事業専従者とは、白色申告又は青色申告を行っている個人事業者と生計を一にしている15歳以上の親族で、当該個人業者が営む業務に専ら従事（年6月より長い期間）する者をいう。また、本事業の交付対象となる事業専従者の給与は、新たに起業した事業又は拡大した事業に従事した労務の対価に限られる。なお、事業専従者は「青色事業専従者給与に関する届け出」が税務署に受理されている者又は所得税の確定申告において「白色事業専従者控除」の適用を受けている者に限る。

（留意事項）

補助対象経費は、事業に使用したのものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類（領収書など）によって金額が確認できるものに限り、以下の点に留意してください。

- ① 事業を実施する上で必要不可欠なものに限定してください。
- ② 事業認可前に契約や支出した経費は、補助対象外となります。
- ③ 単なる老朽化した施設や設備の更新等は対象となりません。
- ④ 中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限り、ます。
- ⑤ 起業及び事業拡大と対象経費の関連付けが明確に説明できなければ対象外経費となります。（例：新たな漁業を始めるために馬力の強い高価なエンジンを購入した。→なぜ、それだけの強馬力エンジンが必要なのか（今までより漁獲物の重量が増加し操業が不可能であるから等）を客観的に説明できなければ補助の対象とはならない）。
- ⑥ 事業開始後、事業実施を確認するために、購入した物や常勤者の仕事風景などの写真を役場職員が撮影しに伺うこともありますので、その際にご協力をお願いいたします。

### 7. 補助対象事業費の上限額

交付金の上限額は1年目に限り、1支援者あたり 1,200万円です。

2年目からは上限額が 900万円となり、事業費の1/4を自己負担することになります。

負担区分表	事業費	国費	道費	町費	自己負担ルール分
1年目	12,000,000	1/2	1/4	1/4	なし
		6,000,000	3,000,000	3,000,000	0
2年目	12,000,000	1/2	1/8	1/8	1/4
		6,000,000	1,500,000	1,500,000	3,000,000
3年目	12,000,000	1/2	1/8	1/8	1/4
		6,000,000	1,500,000	1,500,000	3,000,000
4年目	12,000,000	1/2	1/8	1/8	1/4
		6,000,000	1,500,000	1,500,000	3,000,000
5年目	12,000,000	1/2	1/8	1/8	1/4
		6,000,000	1,500,000	1,500,000	3,000,000

※あくまでも 1,200万円は上限額であり、予算の配分の状況によっては交付額が減額することもありますのでご留意ください。

### 8. スケジュール

時期	礼文町役場	事業実施者・集落
R2年8月27日	募集開始	
		質問
		事業計画の提出
R2年9月10日	募集締切	
	国・道に事業採択要望	
R3年4月	事業採択	
		交付申請
R3年4～5月	交付決定	
		事業開始
事業実施期間		
R4年2月末		事業完了
		実績報告
	交付確定	
		交付金請求
R4年3月	交付金支払	

※ スケジュールは現時点での見込みを含むものであり、変更となる場合があります。

## 9. その他留意事項

### ① 事業の運用資金について

原則、交付金は、事業が実施された後での交付となります。したがって、交付金の入金までは自己資金又は金融機関からの調達資金を運用しての事業実施となります。

### ② 2年目以降の交付について

本事業は令和3年度まで（令和4年3月31日まで）実施されます。

事業2年目以降については事業拡大を行わなくとも、1年目に起業又は事業拡大を行った事業の継続経費（人件費等）が交付対象となります。

### ③ 交付金の返還について

本事業において、不正や虚偽が判明した場合、雇用の創出がなされなかった場合、認可された事業内容以外での交付金の使用があった場合は交付金の返還が求められます。

## 10. 応募手続きについて

本事業の申請書類や手続きは以下のとおりです。

### (1) 提出書類

#### ・事業計画書（別紙1）

現時点で不明な点は空欄でも構いませんので、ご提出ください。

次年度以降も継続する場合には次年度以降の事業計画書もご提出ください。

#### ・収支計画書（別紙2）

交付金を受けた年度以降5ヶ年の収支計画をご提出ください。

また、事業計画書等を作成する際には事前に本要領をご一読願います。

### (2) 提出先…香深漁業協同組合／船泊漁業協同組合

### (3) お問い合わせ先…香深・船泊漁業協同組合

電話番号：（香深組合）86-1745

（船泊組合）87-2101



### 1 1. 想定活用事例

本交付金を活用して行うことのできる想定事例の一部を以下に示します。  
すべての事例において、1年間の交付上限額は1,200万円です。

(1) ウニ・コンブ・ナマコ漁しか操業しておらず、過去3年の漁業収入が1,000万円未満の者が、本交付金を活用し新たに刺網漁業を実施する場合。

漁業収入が1,000万円未満のため、事業実施者は「零細な磯根漁業者」となりますので、「起業」での事業実施となります。したがって、事業実施者本人を「常勤者」とみなすため、他に「常勤者」を雇用しなくても事業の実施は可能です。

【補助対象経費】漁船購入費、燃料費、網やロープ等の設備費、事業専従者（5ページ※a参照）の人件費（1人まで）、アルバイト人件費、2年目以降の人件費・燃料費等

(2) ウニ・コンブ・ナマコ漁しか操業しておらず、過去3年の漁業収入が1,000万円を超える者が、本交付金を活用し新たに刺網漁業を実施する場合。

漁業収入が1,000万円を超えるため、事業実施者は「零細な磯根漁業者」とならず、「事業拡大」での事業実施となります。したがって、「常勤者」の雇用が必須事項となります。

【補助対象経費】漁船購入費、燃料費（重油）、網やロープ等の設備費、常勤者の人件費、事業専従者（5ページ※a参照）の人件費（1人まで）、アルバイト人件費、2年目以降の人件費・燃料費等

(3) 漁師経験のない者が、新たに磯根漁業を操業する場合。

「起業」での事業実施となり、「常勤者」の雇用は必要ありません。事業採択までは事業が実施できません（磯船等を購入できない）ので、ご注意ください。

【補助対象経費】漁船購入費、燃料費、タモ・ガラス箱等の備品購入費、倉庫取得費等

(4) 乗り子だった者が、引退する刺網漁業者から、漁船や設備等を引き継ぐ場合。

「起業」となり事業実施が可能です。基本的に事例(1)と補助対象経費は同じですが、2親等以内の者からの漁船購入費は補助対象外ですので、ご注意ください。(親から引き継ぎを行う場合、親からの漁船購入費は対象となりませんが、人件費や燃料費等は補助対象となります)

(5) コンブ養殖漁業者が、施設を増設し事業拡大を行う場合。

「常勤者」を1名増員することで事業拡大での事業実施が可能です。ただし、あくまでも補助対象は事業拡大分に要する経費のみであり、従来までに行っていた分の経費については補助対象外です。また、船舶を増隻する場合を除いて、補助対象経費は4ページの、B：増員した従業員に必要な備品購入費又は借料、E：人件費、G：従業員の資格取得・講習受講経費の3区分に限られます。

(6) 非個人事業主だった者が、店舗を建て、レストランを開設する場合。

事業実施者本人を「常勤者」とみなし、「起業」での事業実施が可能です。ただし、あくまでも本交付金の事業内容は海業ですので、少なくとも食事メニューの半分程度は地域水産物を使用したものにする必要があります(海業以外での事業内容であれば、本交付金ではなく特定有人国境離島地域社会維持推進交付金での事業実施をご検討ください)。

【補助対象経費】店舗等の建物取得費・借料、建物附属設備費、機械・備品等の購入費・借料、広告宣伝費、人件費、従業員の資格取得費、2年目以降の人件費等